

新専門医制度下の精神科領域カリキュラム制による研修制度

I. はじめに

1. 精神科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とする。
2. 精神科領域の専門研修における「カリキュラム制」は、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合に対する「プログラム制」を補完する制度である。

II. カリキュラム制による研修制度

1. 方針

- 1) 精神科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とし、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合には、「カリキュラム制」による研修を選択できる。
- 2) 期間の延長により「プログラム制」で研修を完遂できる場合には、原則として「プログラム制」で研修を完遂することを推奨する。
- 3) 「プログラム制」を辞退(中断)した専攻医が専門研修を再開する場合には、原則として、「プログラム制」で研修を再開し完遂することを推奨する。

2. カリキュラム制の対象となる医師

- 1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）
- 2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベントにより、非常勤・休職・離職を選択する者
- 3) 海外・国内留学する者
- 4) 他科基本領域の専門研修を修了してから精神科領域の専門研修を開始・再開する者
- 5) その他、学会と日本専門医機構（以下、機構）が認めた合理的な理由のある場合（パワハラ等を受けた等）

※ 以上の者は、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することを原則とするが、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することができない場合には、「カリキュラム制」による研修を選択できる。

III. カリキュラム制における専門医認定の条件

1. 精神科領域のカリキュラム制における専門医認定の条件は、以下の全てを満たしていることである。
 - 1) 日本精神神経学会（以下、学会）の定めた研修期間を満たしていること
 - 2) 学会の定めた「精神科専門医制度専攻医マニュアル」に従った研修を行い（「7. 年次研修目標と年次研修項目」の項を除く）、同マニュアルに記載の修了要件を満たすこと
 - 3) プログラム制と同一またはそれ以上の認定試験に合格すること

IV. カリキュラム制における研修の条件

1. カリキュラム制における研修施設
 - 1) 「カリキュラム制」における研修施設は、「プログラム制」における精神科領域の専門研修基幹施設（以下、基幹施設）および専門研修連携施設（以下、連携施設）とする。
 - ① 「プログラム制」における精神科領域の専門研修関連施設（以下、関連施設）における勤務も研修として認める場合がある。
 - ② 「基幹施設」「連携施設」「関連施設」としての扱いについては受験申請時点ではなく、専攻医が研修していた期間でのものを適用する。
2. カリキュラム制におけるローテート
 - 1) 「プログラム制」において必須である、研修施設群内でのローテートについては、「カリキュラム制」においても行うことを原則とする。
3. 研修期間として認める条件
 - 1) IV. 1. に定められた研修施設における研修であること。
 - 2) 受験申請年の 3 月 31 日時点からさかのぼって原則 10 年以内であること（それ以前は認めない）。
 - 3) 他科専門研修プログラムでの研修期間ではないこと。
 - 4) 医師臨床研修期間ではないこと。
4. 研修期間の算出
 - 1) 基本単位として「0.5 日（4 時間）」の研修を「1 コマ」とする。
 - 2) 「常勤」の定義は「8 コマ（週 32 時間）以上の研修を行っていること」とする。
 - 3) 研修期間の算出方法は以下の表のとおりとする。

研修形態	コマ数(時間数)	研修日数の算出方法
常勤	週 8 コマ (週 32 時間) 以上	実日数
非常勤	週 7.5 コマ (30 時間)	実日数×8 分の 7.5
	週 7 コマ (28 時間)	実日数×8 分の 7
	週 6.5 コマ (26 時間)	実日数×8 分の 6.5
	週 6 コマ (週 24 時間)	実日数×8 分の 6
	週 5.5 コマ (週 22 時間)	実日数×8 分の 5.5
	週 5 コマ (20 時間)	実日数×8 分の 5
	週 4.5 コマ (18 時間)	実日数×8 分の 4.5
	週 4 コマ (16 時間)	実日数×8 分の 4
	週 3.5 コマ (14 時間)	実日数×8 分の 3.5
	週 3 コマ (12 時間)	実日数×8 分の 3
	週 2.5 コマ (10 時間)	実日数×8 分の 2.5
	週 2 コマ (8 時間)	実日数×8 分の 2
	週 1.5 コマ (6 時間)	実日数×8 分の 1.5
	週 1 コマ (4 時間)	実日数×8 分の 1
週 0.5 コマ (2 時間)	実日数×8 分の 0.5	

4) 日直・宿直勤務の扱いは以下のとおりとする。

①原則として、研修を行った時間として算出しない。

②症例は経験症例として申請して良い。

5) 産休・育休、病欠、留学等、研修を中断する期間は研修期間として算出しない。

5. 必要とされる研修期間

1) 「3. 研修期間の算出」の方法により計算し、3年(1095日)以上

V. カリキュラム制において必要とされる研修内容

1. 研修内容として認める条件

1) 「IV. カリキュラム制における研修の条件」の定めに従い、研修期間として認められた期間の内容のみを、研修内容と認める。

2. 必要とされる研修内容

- 1) 必要とされる研修内容は、学会の定めた「精神科専門医制度専攻医マニュアル」(「7. 年次研修目標と年次研修項目」の項を除く)に記載のとおりとする。

VI. カリキュラム制による研修開始の流れ

1. 新規登録

- 1) 研修開始時点から「カリキュラム制」による研修を希望する者は、「精神科専門研修 カリキュラム制 研修開始申請書」《別添》を、学会及び機構に提出する。
- 2) 学会および機構は、VI. 1. 1) に定める申請書の内容について審査を行い、II. 2) に記載のある理由に該当する場合は、「カリキュラム制」による研修を許可する。
- 3) 「カリキュラム制」による研修の許可を得た医師は、機構の「カリキュラム制による研修」として、新規登録する。

2. 移行登録

- 1) 「プログラム制」で研修を開始するも、研修期間途中において「プログラム制」で研修ができない合理的な理由が発生し、「カリキュラム制」に移行を希望する者は、「精神科専門研修 カリキュラム制 移行申請書」《別添》を、学会及び機構に提出する。
- 2) 学会および機構は、VI. 2. 1) に定める申請書の内容について審査を行い、II. 2) に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。
- 3) VI. 2. 1) に定める申請書の内容について、学会の審査で許可されなかった場合、申請者は機構に申し立てることができる。
 - ①再度、機構で移行の可否について、機構カリキュラム委員会(仮)において、審査される。
- 4) カリキュラム制への移行の許可を得た者は、機構の「カリキュラム制による研修」として、移行登録する。
- 5) 「プログラム制」から「カリキュラム制」へ移行した場合も、「プログラム制」時の研修期間及び診療実績は引き継ぐことが出来る。

3. 他科基本領域専門研修からの移行登録

- 1) 他科基本領域専門研修の「プログラム制」から精神科専門研修の「カリキュラム制」への移行を希望する者は、他科基本領域専門研修「プログラム制」を辞退した上で、あらためて、精神科専門研修プログラムに応募し、精神科専門研修「プログラム制」もしくは精神科専門研修「カリキュラム制」にて研修を開始する。

Ⅶ. 附則

1. この整備基準の変更は精神科専門医制度常任委員会の議決および日本精神神経学会理事会の承認を経なければならない。

制定日：2020 年 4 月 17 日

改定日：2020 年 10 月 16 日

《別添》

「精神科専門研修 カリキュラム制 研修開始申請書」

「精神科専門研修 カリキュラム制 移行申請書」